

堺市公報 第313号	令和6年5月24日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○地方自治法に基づく徴収事務の委託について 【文化観光局歴史遺産活用部文化財課】	3
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	4
○堺市循環型社会形成推進条例に基づく事業計画書等の提出及び縦覧について 【環境局環境保全部環境対策課】	5
○堺市循環型社会形成推進条例に基づく事業計画書等の提出及び縦覧について 【環境局環境事業部資源循環推進課】	6
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【健康福祉局長寿社会部長寿支援課】	7
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【健康福祉局長寿社会部医療年金課】	9
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【健康福祉局長寿社会部医療年金課】	10
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	11
○建築基準法第72条第1項の規定に基づく公開による意見の聴取の開催について 【建築都市局開発調整部建築安全課】	18
○都市公園の区域変更に係る公告及び縦覧について 【建設局公園緑地部公園監理課】	18
○堺市原山公園の駐車場利用料金の変更について	

【建設局公園緑地部泉ヶ丘公園事務所】	22
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【消防局警防部通信指令課】	22
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定につい て	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	23
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	25
<教育委員会規則>	
○堺市奨学金に関する規則の一部を改正する規則	
【教育委員会事務局学校管理部学務課】	26
<堺区選挙管理委員会公表>	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【堺区選挙管理委員会事務局】	32
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【堺区選挙管理委員会事務局】	35
<中区選挙管理委員会公表>	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【中区選挙管理委員会事務局】	35
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【中区選挙管理委員会事務局】	38
<東区選挙管理委員会公表>	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【東区選挙管理委員会事務局】	38
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【東区選挙管理委員会事務局】	45
<西区選挙管理委員会公表>	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【西区選挙管理委員会事務局】	45
○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【西区選挙管理委員会事務局】	47
<南区選挙管理委員会公表>	
○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
【南区選挙管理委員会事務局】	47

○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
 【南区選挙管理委員会事務局】…………… 49

<北区選挙管理委員会公表>

○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
 【北区選挙管理委員会事務局】…………… 49

○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
 【北区選挙管理委員会事務局】…………… 53

<美原区選挙管理委員会公表>

○選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
 【美原区選挙管理委員会事務局】…………… 53

○在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
 【美原区選挙管理委員会事務局】…………… 55

告 示

堺市告示第224号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
 株式会社パソナジョイナス
 大阪市北区梅田三丁目3番10号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収事務に係る歳入の種類
 堺市と堺市立町家歴史館指定管理者株式会社パソナジョイナスとの間で締結した堺市文化財課作成報告書販売及び売払代金徴収業務の委託契約に基づき徴収する報告書販売代金

- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和6年5月10日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和6年5月14日
- 5 委託する期間
令和6年6月5日から令和7年3月31日まで

公 告

堺市公告第350号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る調達物品等の名称及び数量
はしご水槽付消防ポンプ自動車（15m級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
財政局契約部調達課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社モリタ 関西支店
支店長 谷口 裕和
兵庫県三田市テクノパーク32番地

- 5 随意契約に係る契約金額
¥99,990,000-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

~~~~~

堺市公告第351号

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）第29条第1項及び第30条の規定に基づき、事業計画書及び説明会等計画書の提出があったので、同条例第31条の規定により公告するとともに、当該事業計画書等を次の期間一般の縦覧に供する。

令和6年5月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
D I N S 関西株式会社  
代表取締役 下地 正勝  
大阪府堺市西区築港新町一丁5番38
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所  
大阪府堺市西区築港新町三丁54番1の一部
- 3 廃棄物処理施設の種類  
破砕・圧縮固化施設（廃プラスチック類、木くずの破砕施設を含む。）

- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類  
廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず  
※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く（以上5種類）
- 5 廃棄物処理施設の処理能力  
197.76 t /日（24時間）
- 6 事業計画書等の縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 場所  
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階  
環境局環境保全部環境対策課
- (2) 期間  
令和6年5月24日（金）から同年6月22日（土）まで  
ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。
- (3) 時間  
午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

堺市公告第352号

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）第29条第1項及び第30条の規定に基づき、事業計画書及び説明会等計画書の提出があったので、同条例第31条の規定により公告するとともに、当該事業計画書等を次の期間一般の縦覧に供する。

令和6年5月24日

堺市長 永藤英機

- 1 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
DINS関西株式会社  
代表取締役 下地 正勝  
大阪府堺市西区築港新町一丁5番38

- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
大阪府堺市西区築港新町三丁54番1の一部
- 3 一般廃棄物処理施設の種類  
ごみ処理施設
  - (1) 破碎施設
  - (2) 圧縮固化施設
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
容器包装プラスチック残渣、製品プラスチック残渣などの廃プラスチック類 紙くず  
木くず  
※石綿含有一般廃棄物、水銀使用製品一般廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く
- 5 一般廃棄物処理施設の処理能力  
197.76t/日（24時間）
- 6 事業計画書等の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所  
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館5階  
環境局環境事業部資源循環推進課
  - (2) 期間  
令和6年5月24日（金）から同年6月22日（土）まで  
ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する  
休日を除く。
  - (3) 時間  
午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

~~~~~

堺市公告第353号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
高齢者緊急通報システム保守管理業務 1式

- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
健康福祉局長寿社会部長寿支援課
堺市堺区南瓦町3番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月1日

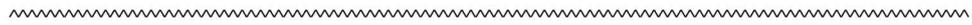
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
大阪ガスセキュリティサービス株式会社
代表取締役社長 杉本 和史
大阪府大阪市淀川区十三本町3丁目6-35

- 5 随意契約に係る契約金額
(固定価格分)
緊急通報システム業務 受信センター運営等 ¥8,006,064- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)
(単価部分)
受信センター運営等分 1月1台当たり¥308- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)
鍵預かり分 1月1台当たり¥550- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)
新規機器維持管理分 1月1台当たり¥198- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)
既存機器維持管理分 1月1台当たり¥154- (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号



堺市公告第354号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
保険年金電算システム運用保守業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
健康福祉局長寿社会部医療年金課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 関西支社
支社長 堀内 浩祐
大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号
- 5 随意契約に係る契約金額
¥109,744,680－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第355号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
後期高齢者医療電算システム維持管理業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
健康福祉局長寿社会部医療年金課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 関西支社  
支社長 堀内 浩祐  
大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥56,189,008－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第356号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

堺市長 永 藤 英 機

令和6年度 第2号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和6年5月9日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	地積 現況 地目 (㎡)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借賃 (円)	借賃の支 払い方法
大阪市浪速区日 本橋東3丁目15 番1号	株式会社フ ロレスタ	南区野々井	38-1	田 366	堺市南区野々井 792番地1	巽 節子	使用貸借によ る権利 (解除条件付)	畑として利用	令和6年6月1日	令和9年5月31日	-	-
			38-2	田 485								
			39-1	田 244								
			39-2	田 228								
堺市東区西野44 1番地7	西川 真紀子	中区福田	939-1	畑 620	堺市中区土師町 2丁目24番25号	樋口 秀治 外3名	使用貸借によ る権利	畑として利用	令和6年6月1日	令和9年5月31日	-	-
堺市美原区北余 部565番地3	岩井 健太	美原区多治 井	471	田 942	堺市美原区多治 井410番地2	岩井 加代子	使用貸借によ る権利	畑として利用	令和6年7月1日	令和11年6月30日	-	-
堺市中区福田42 8番地	木本 隆夫	中区上之	177	田 2,981	堺市中区上之34 3番地	溝端 洋	使用貸借によ る権利	畑として利用	令和6年7月1日	令和9年6月30日	-	-
堺市美原区菅生 1349番地	高岡 一平	美原区平尾	408	田 1,441	堺市堺区車之町 東1丁目2番10号	織田 賀穂子 外1名	使用貸借によ る権利	畑として利用	令和6年7月1日	令和9年6月30日	-	-
堺市北区野遠町 270番地2	石川 繁樹	北区野遠町	366-1	田 466	堺市北区藏前町 3丁目9番25号	青木 康幸	使用貸借によ る権利	畑として利用	令和6年7月1日	令和9年6月30日	-	-
			366-2	田 819							-	-
堺市北区長菅根 町589番地	今野 正章	北区金岡町	2700	田 1,233	堺市北区北長尾 町6丁目3番8号	戴内 裕史	使用貸借によ る権利	畑として利用	令和6年7月1日	令和9年6月30日	-	-

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)				設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市南区庭代台1丁目22番8号	出口 幸雄	南区美木多上	341-1	田	433	堺市南区美木多上648番地2	城 憲典	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年8月1日	令和9年7月31日	-	-
堺市中区深井水池町2859番地6	谷川 幸司	中区深井池山町	2530-1	畑	1,332	堺市中区深井池山町1番地2	高橋 邦雄	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年8月1日	令和9年7月31日	-	-
堺市中区平井57-2番地6	中野 年宏	中区横葉	106	田	1,302	堺市中区横葉51番地1	東尾 公子	使用貸借による権利	田として利用	令和6年8月1日	令和9年7月31日	-	-
堺市南区富蔵24-3番地	中野 元裕	南区釜室	2352 2354	田 田	702 1,301	堺市南区美木多上2257番地	林 英司	使用貸借による権利	田として利用	令和6年6月1日	令和9年5月31日	-	-
堺市南区高倉台1丁目15番2号	荻谷 由佳	南区泉田中	2244	田	386	堺市南区泉田中236番地	溝川 忠博	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年7月1日	令和9年6月30日	-	-
堺市美原区大饗337番地	田村 孝男	美原区大饗	223	田	1,256	堺市美原区大饗203番地	桐山 清司	使用貸借による権利	田として利用	令和6年6月1日	令和9年5月31日	-	-
大阪市阿倍野区文の里4丁目2番13号	椿 育郎	美原区小寺	320	田	1,024	堺市東区八下町2丁目101番地	岩崎 明美	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年6月1日	令和9年5月31日	-	-

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第357号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により公開による意見の聴取を行うため、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

堺市長 永 藤 英 機

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 1 日 時    | 令和6年6月8日（土曜日） 午前10時から         |
| 2 場 所    | 城山台5丁自治会館<br>堺市南区城山台5丁1-125   |
| 3 申請内容   | 建築基準法第70条第1項の規定による建築協定の認可について |
| 4 建築協定名称 | 城山台5丁団地建築協定                   |

堺市公告第358号

都市公園の区域を変更するので、堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第3条の規定により次のとおり公告する。

令和6年5月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 公園の名称及び位置

| 番号 | 名 称     | 位 置              |
|----|---------|------------------|
| 1  | 石津川河川公園 | 堺市西区浜寺石津町中5丁814番 |

2 区 域

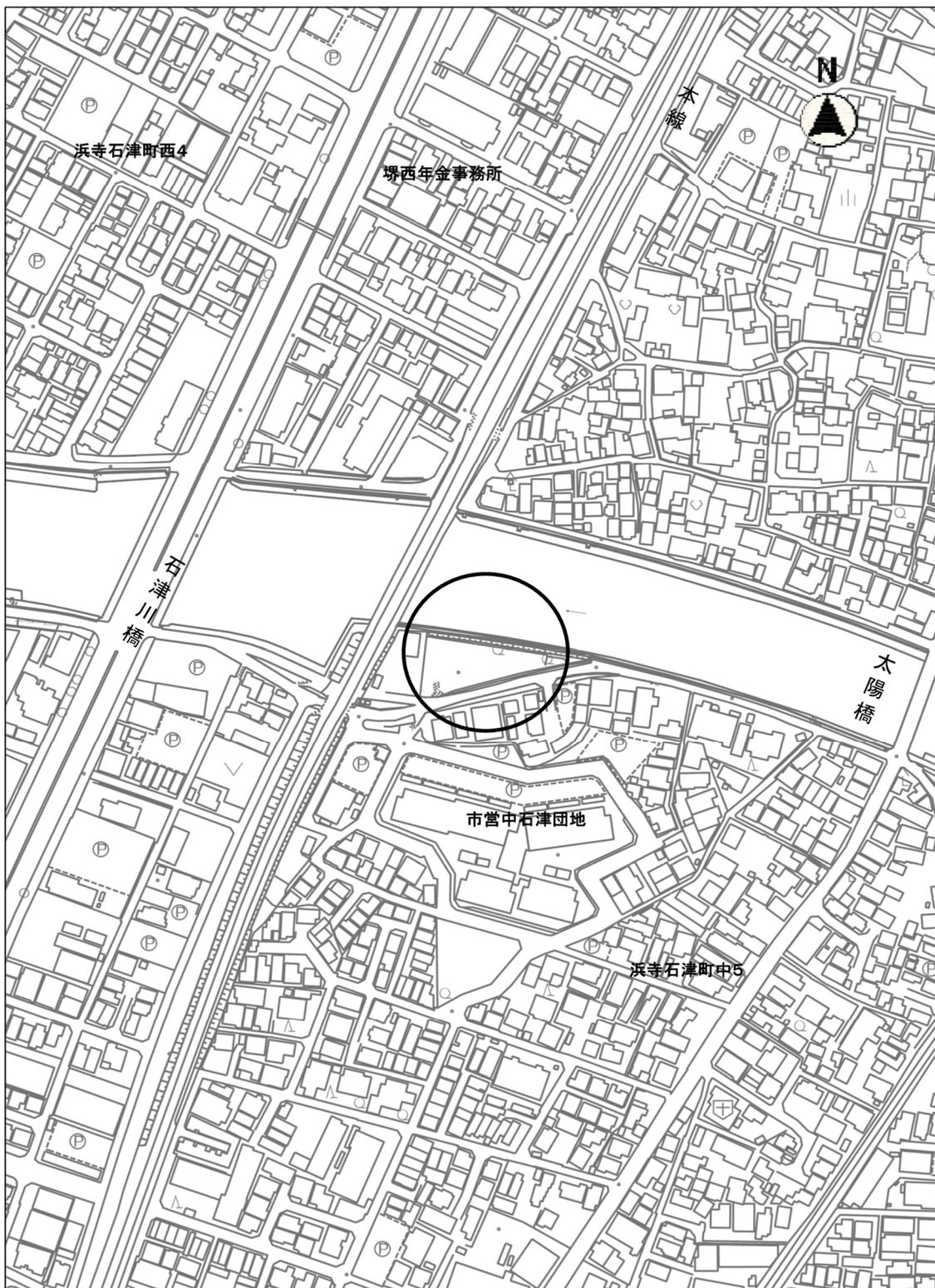
別紙のとおり

詳細については、堺市建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

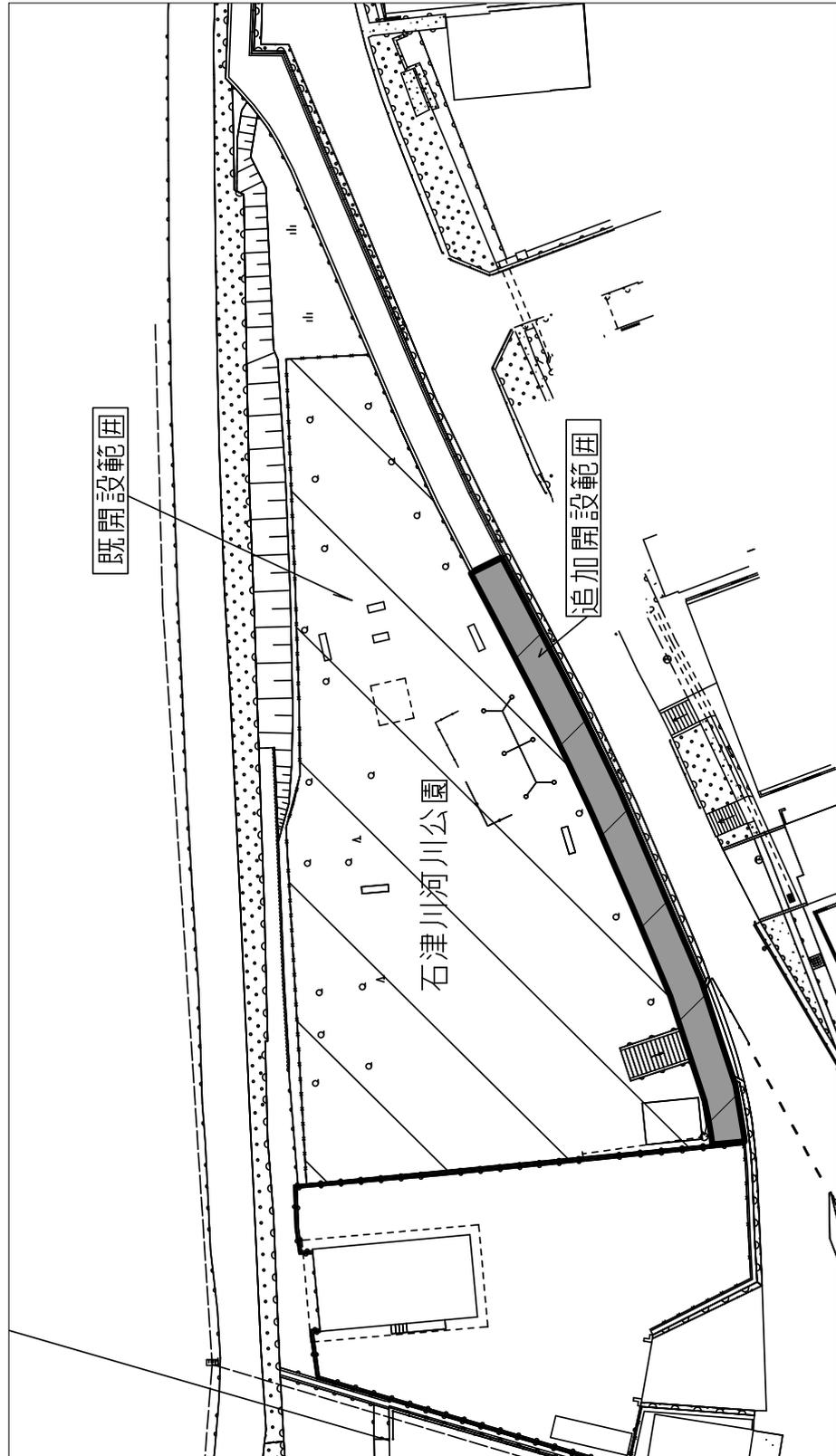
- 3 供用開始の日  
令和6年5月24日

別紙

|     |         |
|-----|---------|
| 位置図 | 石津川河川公園 |
|-----|---------|



石津川河川公園 開設区域(400-126)



堺市公告第359号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市原山公園の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 駐車場利用料金の変更

(1) 変更期間

令和6年6月29日、30日及び9月1日

(2) 変更内容

駐車場利用料金の上限額（900円）を設けない。



堺市公告第360号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

消防行政統合システム保守管理業務 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

消防局警防部通信指令課

堺市堺区大浜南町3丁2番5号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 関西支社  
支社長 堀内 浩祐  
大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号

5 随意契約に係る契約金額

¥80,567,460－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第78号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第1561号  
指 定 年 月 日 令和6年5月10日  
指定期間の末日 令和11年5月9日  
事業者の名称 古賀 明教

事業者の住所 堺市中区陶器北928番地55  
事業所の名称 古賀設備工業  
事業所の所在地 堺市中区陶器北928番地55

指 定 番 号 第1562号  
指 定 年 月 日 令和6年5月10日  
指定期間の末日 令和11年5月9日  
事業者の名称 株式会社いずみ設備工業  
事業者の住所 岸和田市大沢町803番地  
代表者の職氏名 代表取締役 泉本 充  
事業所の名称 株式会社いずみ設備工業  
事業所の所在地 岸和田市小松里町2463

指 定 番 号 第1563号  
指 定 年 月 日 令和6年5月10日  
指定期間の末日 令和11年5月9日  
事業者の名称 株式会社アクア設備工業  
事業者の住所 東大阪市中石切町4丁目10番20号  
代表者の職氏名 代表取締役 白濱 隆光  
事業所の名称 株式会社アクア設備工業  
事業所の所在地 東大阪市中石切町4丁目10番20号

指 定 番 号 第1564号  
指 定 年 月 日 令和6年5月10日  
指定期間の末日 令和11年5月9日  
事業者の名称 ダイソーブレン株式会社  
事業者の住所 堺市堺区中向陽町1丁1番18号  
代表者の職氏名 代表取締役 米谷 陽一  
事業所の名称 ダイソーブレン株式会社  
事業所の所在地 堺市堺区中向陽町1丁1番18号

指 定 番 号 第1565号  
指 定 年 月 日 令和6年5月10日  
指定期間の末日 令和11年5月9日  
事業者の名称 北村 秀生  
事業者の住所 大阪市住吉区帝塚山中2丁目5番4号

事業所の名称 北設備堺営業所  
 事業所の所在地 堺市中区新家町626-10

指 定 番 号 第1566号  
 指 定 年 月 日 令和6年5月10日  
 指定期間の末日 令和11年5月9日  
 事業者の名称 株式会社樋井建設  
 事業者の住所 河内長野市小山田町2357番地の3  
 代表者の職氏名 代表取締役 樋井 真文  
 事業所の名称 株式会社樋井建設  
 事業所の所在地 河内長野市小山田町2357番地の3

指 定 番 号 第1567号  
 指 定 年 月 日 令和6年5月10日  
 指定期間の末日 令和11年5月9日  
 事業者の名称 株式会社弥栄設備  
 事業者の住所 交野市私部西1丁目17番7-210号  
 代表者の職氏名 代表取締役 麓 純也  
 事業所の名称 株式会社弥栄設備  
 事業所の所在地 交野市私部西1丁目17番7-210号

堺市上下水道局公告第79号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第1798号  
 指 定 年 月 日 令和6年5月10日  
 指定期間の末日 令和10年11月30日  
 事業者の名称 古賀 明教

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 事業者の住所  | 堺市中区陶器北928番地55     |
| 営業所の名称  | 古賀設備工業             |
| 営業所の所在地 | 堺市中区陶器北928番地55     |
| 指定番号    | 第1799号             |
| 指定年月日   | 令和6年5月10日          |
| 指定期間の末日 | 令和10年11月30日        |
| 事業者の名称  | 株式会社弥栄設備           |
| 事業者の住所  | 交野市私部西1丁目17番7-210号 |
| 代表者の職氏名 | 代表取締役 麓 純也         |
| 営業所の名称  | 株式会社弥栄設備           |
| 営業所の所在地 | 交野市私部西1丁目17番7-210号 |

## 教育委員会規則

堺市奨学金に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月24日

堺市教育委員会

教育長 関 百合子

堺市教育委員会規則第11号

### 堺市奨学金に関する規則の一部を改正する規則

堺市奨学金に関する規則（平成27年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 大阪府が実施する奨学のための給付金（以下「給付金」という。）の対象となる高等学校等及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校の高等部

(2) 生徒等 第5条の規定による申請を行う年度の7月1日（以下「基準日」という。）

において高等学校等に在学する者（基準日に休学している者を除く。）

(3) 大学等 大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）、高等専門学校の学科（第4学年及び第5学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに専修学校の専門課程

(4) 学生等 大学等に在学する者

(5) 保護者等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）

第3条第2項第3号に規定する保護者等

第8条を第9条とする。

第7条中「委員会」を「教育長」に、「額に相当する金額の返還を求める」を「額の全部又は一部を返還させる」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「委員会は、虚偽の申請その他不正の手段により奨学金の交付を受けた者に対し」を「教育長は、奨学金の交付を受けた者が次の各号に該当するときは」に改め、同条に次の2号を加え、同条を第7条とする。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により奨学金の交付を受けたとき。

(2) 奨学金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

第5条中「委員会」を「教育長」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「毎年度堺市奨学金交付申請書（別記様式）に教育長が必要と認める書類を添えて教育委員会（以下「委員会」という。）に申請」を「別表第2左欄に掲げる区分に応じて、同表右欄に定める書類を教育長に提出」に、「ただし、委員会」を「ただし、教育長」に改め、「公簿等により」を削り、同条を第5条とする。

第3条第1項中「1人につき年額32,000円とする」を「別表第1に定めるとおりとする。ただし、保護者等が給付金を受給する場合は、別表第1第1号に定める額から当該給付の金額を控除した額を支給する。この場合において、当該給付の金額が、同表に定める額以上である場合は、第6条第1項の規定による決定を行わない」に改め、同条第2項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第4条とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により奨学金の交付の対象とした者に対する奨学金の支給年額は、生徒等にあつては6万円、学生等にあつては12万円を上限として、教育長が別に定める。

第2条の次に次の1条を加える。

（対象者）

第3条 奨学金の交付を受けることができる生徒等は、次の各号に掲げる要件の全てを満たし、学資の支弁が困難であると認められるものとする。

(1) 基準日において本市の区域内に住所を有すること。

- (2) 高等学校等の在籍期間が正規の修業年限以内であること。
- (3) 基準日の属する年度において生徒等（特別支援学校の高等部に在籍する者を除く。）の保護者等が道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課税されていること。
- 2 奨学金の交付を受けることができる学生等は、次の各号に掲げる要件の全てを満たし、学資の支弁が困難であると認められるものとする。
- (1) 基準日の属する年度の4月末日から第5条の規定による申請を行う日までの期間に継続して本人又はその生計を維持する者が本市の区域内に住所を有すること。
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第8条の2第1項第1号から第3号、同条第2項第1号から第3号又は同条第3項第1号から第3号に規定する学資支給金（以下「学資支給金」という。）を基準日の属する年度の4月から9月分まで継続して受けていること。
- (3) 教育長が別に定める成績要件を満たすこと。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育長は、特別な事情があると認める者を奨学金の交付の対象とすることができる。

附則の次に別表第1及び別表第2として次の2表を加える。

（次の2表 別記）

別記様式を次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第1号の次に次の1様式を加える。

（次の1様式 別記）

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 学校区分      | 課程         | 支給年額                                  |                                       |
|-----------|------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
|           |            | 国公立                                   | 私立                                    |
| (1) 高等学校等 | 全日制<br>定時制 | 60,000円                               | 60,000円                               |
|           | 通信制        | 当該区分に相当する給付金の区分に定める額と60,000円のいずれか少ない額 | 当該区分に相当する給付金の区分に定める額と60,000円のいずれか少ない額 |
|           | 専攻科        | 当該区分に相当する給付金の区分に定める額と60,000円のいずれか少ない額 | 当該区分に相当する給付金の区分に定める額と60,000円のいずれか少ない額 |
| (2) 大学等   |            | 120,000円                              | 120,000円                              |

別表第2（第5条関係）

| 区分      | 提出書類                                                                                       |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 生徒等 | ア 堺市奨学金交付申請書（様式第1号（第5条関係））<br>イ 所得証明書<br>ウ その他教育長が必要と認める書類                                 |
| (2) 学生等 | ア 堺市奨学金交付申請書（様式第2号（第5条関係））<br>イ 学資支給金の受給が確認できる書類<br>ウ 成績証明書等成績を証明する書類<br>エ その他教育長が必要と認める書類 |

様式第1号(第5条関係)

堺市奨学金交付申請書(高校生用)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

堺市教育委員会教育長 殿

申請日 年 月 日

堺市奨学金に関する規則第5条の規定により、年度の堺市奨学金の交付について、次のとおり申請します。  
なお、申請に当たり、以下の事項について確認を行うことに同意します。

【同意事項】

- 世帯全員に係る次の事項について確認を行うこと。  
①住民基本台帳 ②生活保護の受給状況 ③里親の認定状況 ④市民税・府民税の課税台帳  
⑤身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の等級並びに療育手帳の区分
  - 堺市奨学金の決定及び交付に必要な事項について、在籍学校並びに堺市及び他の市区町村の関係機関に照会又は通知を行うこと。
- また、交付に当たり、口座振替の方法による支払をお願いします。

※申請者欄は高校生等本人の氏名・カナ・生年月日を記入してください。

|                      |                             |    |  |  |                          |                             |      |            |                     |      |    |                           |
|----------------------|-----------------------------|----|--|--|--------------------------|-----------------------------|------|------------|---------------------|------|----|---------------------------|
| 申請者<br>(生徒)          | 住所                          |    |  |  |                          |                             |      |            |                     |      |    |                           |
|                      | フリガナ                        |    |  |  |                          |                             | 生年月日 |            |                     |      |    |                           |
|                      | 氏名                          |    |  |  |                          |                             | 年    | 月          | 日                   |      |    |                           |
| 保護者<br>氏名            | (申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。) |    |  |  |                          | 電話番号 [自宅・( ) 携帯・FAX・その他( )] |      |            |                     |      |    |                           |
|                      | (保護者が自署しない場合は、記名押印をしてください。) |    |  |  |                          | - -                         |      |            |                     |      |    |                           |
| 振込先                  | 金融機関名                       |    |  |  | 銀行<br>信用金庫<br>信用組合<br>農協 |                             |      | 本・支店名      |                     |      |    | 本店<br>支店<br>(支所)<br>(出張所) |
|                      | 口座番号(右つめ)                   | 普通 |  |  |                          |                             |      | 口座名義(カタカナ) | ※申請者本人名義の口座としてください。 |      |    |                           |
| 学校名                  |                             |    |  |  |                          |                             |      | 学 年        |                     |      |    |                           |
|                      | 学 校                         |    |  |  |                          |                             |      |            |                     | 第 学年 |    |                           |
| 申請者の状況               |                             |    |  |  |                          |                             |      |            |                     |      |    |                           |
| (該当する番号を○で囲んでください。)  |                             |    |  |  |                          |                             |      |            |                     |      |    |                           |
| (住民申請者等を基礎とし<br>ます。) | フリガナ                        |    |  |  |                          | 生年月日                        |      |            |                     |      | 続柄 |                           |
|                      | 氏 名                         |    |  |  |                          |                             |      |            |                     |      |    |                           |
|                      | 親権者                         |    |  |  |                          |                             | 年    | 月          | 日                   |      |    |                           |
|                      |                             |    |  |  |                          |                             | 年    | 月          | 日                   |      |    |                           |
|                      |                             |    |  |  |                          | 年                           | 月    | 日          |                     |      |    |                           |
|                      |                             |    |  |  |                          | 年                           | 月    | 日          |                     |      |    |                           |
|                      |                             |    |  |  |                          | 年                           | 月    | 日          |                     |      |    |                           |
|                      |                             |    |  |  |                          | 年                           | 月    | 日          |                     |      |    |                           |
|                      |                             |    |  |  | 年                        | 月                           | 日    |            |                     |      |    |                           |
| 特 記 事 項              |                             |    |  |  |                          |                             |      |            |                     |      |    |                           |

様式第2号（第5条関係）

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

### 堺市奨学金交付申請書（大学生用）

堺市教育委員会教育長 殿

申請日 年 月 日

堺市奨学金に関する規則第5条の規定により、年度の堺市奨学金の交付について、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、以下の事項について同意します。

- 1 申請者又は生計維持者に係る住民基本台帳について確認を行うこと。
  - 2 申請者に係る独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給金の受給状況について照会を行うこと。
  - 3 堺市奨学金の決定及び交付に必要な事項について、在籍学校並びに堺市及び他の市区町村の関係機関に照会又は通知を行うこと。
- また、交付に当たり、口座振替の方法による支払をお願いします。

|       |                    |                                                                                                                                                                  |   |         |                           |                          |        |  |  |  |                   |    |   |   |
|-------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------|---------------------------|--------------------------|--------|--|--|--|-------------------|----|---|---|
| 申請者   | 住所                 | (〒 - )                                                                                                                                                           |   |         |                           |                          |        |  |  |  |                   |    |   |   |
|       | フリガナ               |                                                                                                                                                                  |   |         |                           |                          |        |  |  |  |                   |    |   |   |
|       | 氏名                 | 4月末日から申請日までの期間<br>継続して堺市に住民票がありましたか？<br><input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない<br>→ないに該当する場合は、「生計維持者」欄を記入してください。<br>(申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。) |   |         |                           |                          |        |  |  |  |                   |    |   |   |
|       | 生年月日               | 年                                                                                                                                                                | 月 | 日 (満 歳) | 電話<br>番号                  | 自宅・携帯・FAX・その他 ( )        |        |  |  |  |                   |    | - | - |
|       | 日本学生支援機構<br>の奨学生番号 |                                                                                                                                                                  |   |         |                           |                          |        |  |  |  |                   |    |   |   |
| 在籍校   | 学校区分               |                                                                                                                                                                  |   |         |                           |                          |        |  |  |  |                   | 学年 |   |   |
|       | 学校名                |                                                                                                                                                                  |   |         | 学部<br>学科<br>コース           |                          |        |  |  |  |                   |    |   |   |
| 振込先   | 金融機関名              |                                                                                                                                                                  |   |         |                           | 銀行<br>信用金庫<br>信用組合<br>農協 | 金融機関番号 |  |  |  |                   |    |   |   |
|       | 本・支店名              |                                                                                                                                                                  |   |         | 本店<br>支店<br>(支所)<br>(出張所) | 支店番号                     |        |  |  |  | 預金種別              |    |   |   |
|       | 口座番号<br>(右づめ)      |                                                                                                                                                                  |   |         |                           |                          |        |  |  |  | ※申請者名義の口座としてください。 |    |   |   |
| 生計維持者 | 住所                 | (〒 - )                                                                                                                                                           |   |         |                           |                          |        |  |  |  |                   |    |   |   |
|       | フリガナ               |                                                                                                                                                                  |   |         |                           |                          |        |  |  |  |                   |    |   |   |
|       | 氏名                 | 4月末日から申請日までの期間<br>継続して堺市に住民票がありましたか？<br><input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない                                                                  |   |         |                           |                          |        |  |  |  |                   |    |   |   |
|       | 生年月日               | 年                                                                                                                                                                | 月 | 日       |                           |                          |        |  |  |  |                   |    |   |   |

|      |
|------|
| 特記事項 |
|------|

## 堺区選挙管理委員会公表

堺市堺区選挙管理委員会公表第1号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年5月24日

堺市堺区選挙管理委員会  
委員長 初道文雄

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

| 閲覧年月日     | 閲覧申出者                | 代表者の氏名又はは管理人の氏名<br>主たる事務所の所在地<br>(政党その他政治団体及び法人の場合) | 委託者                      | 利用目的の概要                                    | 閲覧に係る選挙人の範囲                     |
|-----------|----------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------|
| 令和5年5月9日  | 読売新聞東京本社<br>編集局世論調査部 | 世論調査部長 湯本 浩司<br>東京都千代田区大手町1-7-1                     | -                        | 政治・選挙に関する<br>世論調査                          | 第13投票区                          |
| 令和5年5月15日 | 一般社団法人<br>中央調査社      | 会長 境 克彦<br>東京都中央区銀座5丁目15番8号                         | 公益財団法人<br>明るい選挙推進<br>協会  | 第20回統一地方選挙<br>に関する意識調査の<br>実施のための対象者<br>抽出 | 香ヶ丘町5丁                          |
| 令和5年6月15日 | 一般社団法人<br>新情報センター    | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号                    | 総務省統計局<br>統計調査部<br>消費統計課 | 総務省統計局が実施<br>する「家計消費状況<br>調査」の対象者抽出        | 山本町2～5、神南辺町3<br>～6丁<br>桜之町西1～2丁 |
| 令和5年9月13日 | 一般社団法人<br>共同通信社      | 社長 水谷 享<br>東京都港区東新橋1-7-1                            | -                        | 日本世論調査会・共<br>同通信社 世論調査<br>の対象者抽出のため        | 第4・23投票区                        |
| 令和5年9月26日 | 一般社団法人<br>新情報センター    | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号                    | 総務省統計局<br>統計調査部<br>消費統計課 | 総務省統計局が実施<br>する「家計消費状況<br>調査」の対象者抽出<br>のため | 柳之町東1丁、九間町東1<br>丁               |
| 令和5年12月5日 | 石橋 篤史                | -                                                   | -                        | 政治活動にかかると<br>郵便物の送付先確認の<br>ため              | 石津町                             |
| 令和6年1月26日 | 一般社団法人<br>新情報センター    | 事務局長 山本 恭久<br>東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号                    | 総務省統計局<br>統計調査部<br>消費統計課 | 総務省統計局が実施<br>する「家計消費状況<br>調査」の対象者抽出<br>のため | 高須町1～3丁、北清水町<br>1丁              |

|           |       |   |   |                        |         |
|-----------|-------|---|---|------------------------|---------|
| 令和6年1月30日 | 石橋 篤史 | — | — | 政治活動にかかるとの郵便物の送付先確認のため | 第11 投票区 |
| 令和6年2月19日 | 石橋 篤史 | — | — | 政治活動にかかるとの郵便物の送付先確認のため | 第1 投票区  |
| 令和6年2月20日 | 石橋 篤史 | — | — | 政治活動にかかるとの郵便物の送付先確認のため | 第2 投票区  |
| 令和6年3月4日  | 石橋 篤史 | — | — | 政治活動にかかるとの郵便物の送付先確認のため | 第3 投票区  |
| 令和6年3月18日 | 石橋 篤史 | — | — | 政治活動にかかるとの郵便物の送付先確認のため | 第4 投票区  |

堺市堺区選挙管理委員会公表第2号

~~~~~

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和6年5月24日

堺市堺区選挙管理委員会
委員長 初道文雄

記

申出者なし

中区選挙管理委員会公表

堺市中区選挙管理委員会公表第1号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年5月24日

堺市中区選挙管理委員会
委員長 盛尾清和

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和5年6月28日	日本共産党堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	政治活動	福田
令和5年7月12日	日本共産党堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	政治活動	福田
令和5年8月9日	日本共産党堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	政治活動	福田
令和5年8月24日	株式会社 日経リサーチ	代表取締役社長 新藤 政史 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル	日本経済新聞社 常務取締役編集局長 山崎 浩志	政治・選挙に関する世論調査の対象者の抽出	深井清水町
令和5年9月13日	日本共産党堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	政治活動	福田
令和5年9月21日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	—	政治・選挙に関する世論調査の対象者の抽出	第4・11投票区
令和5年9月27日	日本共産党堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	政治活動	福田

令和5年10月11日	日本共産党堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	政治活動	福田
令和5年10月31日	日本共産党堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	政治活動	福田
令和5年11月22日	日本共産党堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	政治活動	福田
令和5年12月13日	日本共産党堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	政治活動	福田
令和6年1月23日	日本共産党堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	政治活動	福田
令和6年2月20日	日本共産党堺地区委員会	委員長 田中 浩美 堺市西区浜寺石津町東1-4-24	—	政治活動	福田

堺市中心区選挙管理委員会公表第2号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和6年5月24日

堺市中心区選挙管理委員会
委員長 盛尾 清和

記

申出者なし

東区選挙管理委員会公表

堺市東区選挙管理委員会公表第1号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年5月24日

堺市東区選挙管理委員会
委員長 大橋 廣正

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和5年6月15日	乾 友美	—	—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第11投票区
令和5年6月16日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号	総務省統計局 統計調査部 消費統計課	「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	第1・2投票区
令和5年6月20日	乾 友美	—	—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第9・10投票区
令和5年6月22日	乾 友美	—	—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第8・10・11投票区
令和5年6月27日	乾 友美	—	—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第10投票区
令和5年6月29日	乾 友美	—	—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第8・10・11投票区

令和5年7月4日	乾 友美	—	—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第10投票区
令和5年7月6日	乾 友美	—	—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第11投票区
令和5年7月11日	乾 友美	—	—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第10投票区
令和5年7月12日	乾 友美	—	—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第1投票区
令和5年7月13日	乾 友美	—	—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第1投票区
令和5年7月21日	乾 友美	—	—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第10投票区
令和5年7月24日	乾 友美	—	—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第1投票区

令和5年7月25日	乾 友美	—	—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第1投票区
令和5年7月27日	乾 友美	—	—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第10投票区
令和5年8月1日	乾 友美	—	—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第10投票区
令和5年8月7日	乾 友美	—	—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第10投票区
令和5年8月16日	乾 友美	—	—	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第10投票区
令和5年9月20日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	—	日本世論調査 会・共同通信社 世論調査の対象 者抽出のため	第4・6投票区

令和5年9月29日	読売新聞東京本社	世論調査部長 杉田 義文 東京都千代田区大手町1-7-1	-	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者を抽出(転記)するため	第5投票区
令和5年10月3日	乾 友美	-	-	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第10投票区
令和5年10月5日	一般社団法人新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局 統計調査部 消費統計課	「家計消費状況調査」の対象者抽出のため	第2投票区
令和5年10月17日	乾 友美	-	-	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第10投票区
令和5年11月7日	乾 友美	-	-	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第10投票区
令和5年11月21日	乾 友美	-	-	定期的機関紙発行につき、送付先の会員情報を更新するため	第10投票区

令和5年11月24日	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	公益財団法人NIRA 総合研究開発機構	「政治・経済・ 社会に関する意 識調査」の実施 のための対象者 抽出。政治・経 済・社会に関連 する人々の意識 を定点観測する ため	第9・11投票区
令和5年11月28日	石橋 篤史	-	-	政治活動にかか る郵便物の送付 先確認のため	第7・9投票区
令和5年12月19日	乾 友美	-	-	定期的機関紙発 行につき、送付 先の会員情報を 更新するため	第10投票区
令和6年1月16日	乾 友美	-	-	定期的機関紙発 行につき、送付 先の会員情報を 更新するため	第10投票区
令和6年1月23日	石橋 篤史	-	-	政治活動にかか る郵便物の送付 先確認のため	第5投票区
令和6年2月1日	乾 友美	-	-	定期的機関紙発 行につき、送付 先の会員情報を 更新するため	第10投票区

令和6年2月15日	石橋 篤史	—	—	政治活動にかか る郵便物の送付 先確認のため	第2投票区
令和6年2月16日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局 統計調査部 消費統計課	総務省統計局が 実施する「家計 消費状況調査」 の対象者抽出の ため	第3投票区
令和6年3月5日	石橋 篤史	—	—	政治活動にかか る郵便物の送付 先確認のため	第1投票区
令和6年3月14日	乾 友美	—	—	定期的機関紙発 行につき、送付 先の会員情報を 更新するため	第10投票区

堺市東区選挙管理委員会公表第2号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和6年5月24日

堺市東区選挙管理委員会
委員長 大橋 廣 正

記

申出者なし

西区選挙管理委員会公表

堺市西区選挙管理委員会公表第1号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年5月24日

堺市西区選挙管理委員会
委員長 佐々井 正 巳

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和5年7月12日	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	同志社大学社会学部	社会意識に 関する調査	鳳西町2丁
令和5年8月16日	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	大阪大学大学院 人間科学研究科	政治・選挙に関 する世論調査	上野芝向ヶ丘町4丁
令和5年8月16日	株式会社サーベイ リサーチセンター	代表取締役 藤澤 士朗 東京都荒川区西日暮里2-40-10	株式会社社会調査研 究センター	政治・選挙に関 する学術研究	第5投票区
令和5年8月18日	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	株式会社 時事通信社	政治・選挙に関 する世論調査	鳳中町3～5、8、9丁
令和5年9月6日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	—	政治・選挙に関 する世論調査	第8・11投票区
令和6年3月5日	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	株式会社 時事通信社	政治・選挙に関 する世論調査	上

堺市西区選挙管理委員会公表第2号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和6年5月24日

堺市西区選挙管理委員会
委員長 佐々井 正 巳

記

申出者なし

南区選挙管理委員会公表

堺市南区選挙管理委員会公表第1号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年5月24日

堺市南区選挙管理委員会
委員長 赤 木 嶺 夫

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和5年5月12日	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦 東京都中央区銀座5丁目15番8号	公益財団法人 明るい選挙推進協会	「第20回統一地方選挙に関する意識調査」実施	若松台2丁
令和5年6月12日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局 統計調査部 消費統計課	「家計消費状況調査」の調査対象者抽出	三原台1丁
令和5年9月20日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局 統計調査部 消費統計課	「家計消費状況調査」の調査対象者抽出	三原台1丁
令和5年9月21日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	—	「政治・選挙に関する世論調査」対象者抽出	第9・17投票区
令和5年11月9日	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦 東京都中央区銀座5丁目15番8号	公益財団法人NIRA 総合研究開発機構	「政治・経済・社会に関する意識調査」実施	和田東
令和5年12月6日	中井 國芳	—	—	後援会役員名簿の整理	第1～5、7・9・14・19投票区
令和6年2月1日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局 統計調査部 消費統計課	「家計消費状況調査」の調査対象者抽出	晴美台1丁 高倉台1丁

堺市南区選挙管理委員会公表第2号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和6年5月24日

堺市南区選挙管理委員会
委員長 赤木 嶺夫

記

申出者なし

北区選挙管理委員会公表

堺市北区選挙管理委員会公表第1号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年5月24日

堺市北区選挙管理委員会
委員長 三好 浩文

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又はは管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和5年6月12日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局 統計調査部 消費統計課	「家計消費状況 調査」の対象者 抽出のため	北花田町2丁、奥本町1～ 2丁
令和5年8月16日	林原 徹	—	—	定期機関紙発行 につき、送付先 の会員情報を更 新するため	光竜寺小学校区
令和5年9月11日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	—	「日本世論調査 会・共同通信 社・世論調査」 の対象者抽出の ため	第7・19投票区
令和5年9月29日	読売新聞東京本 社編集局世論調 査部	世論調査部長 杉田 義文 東京都千代田区大手町1-7-1	—	全国の有権者を 対象に実施する 世論調査の調査 対象者を抽出 (転記)するた め	第15投票区
令和5年10月3日	参政党 大阪第16支部	支部長 北田 望 大阪府堺市東区日置荘西町2丁21-7	—	政治活動にかか る郵便物の送付 先確認のため	第10投票区

令和5年10月10日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局 統計調査部 消費統計課	「家計消費状況 調査」の対象者 抽出のため	蔵前町1丁
令和5年11月14日	株式会社 日本リサーチ センター	代表取締役社長 杉原 領治 東京都墨田区江東橋4-26-5	公益財団法人 たばこ総合研究セン ター	「嗜好品と社会 的意識・地位に 関する調査」の 対象者抽出のため	金岡町、奥本町1丁、黒土 町、東雲東町1丁
令和5年12月5日	林原 徹	—	—	ニュース発行の ため、送付先の 会員情報を取得 するため	新金岡町4丁5番、6番
令和5年12月14日	参政党 大阪第16支部	支部長 北田 望 大阪府堺市東区日置荘西町2丁21-7	—	政治活動にかか る郵便物の送付 先確認のため	中百舌鳥町各丁
令和6年1月18日	参政党 大阪第16支部	支部長 北田 望 大阪府堺市東区日置荘西町2丁21-7	—	政治活動にかか る郵便物の送付 先確認のため	北花田町各丁
令和6年1月30日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	総務省統計局 統計調査部 消費統計課	「家計消費状況 調査」の対象者 抽出のため	東浅香山町1丁
令和6年2月8日	参政党 大阪第16支部	支部長 北田 望 大阪府堺市東区日置荘西町2丁21-7	—	政治活動にかか る郵便物の送付 先確認のため	第14投票区
令和6年2月13日	一般社団法人 新情報センター	事務局長 山本 恭久 東京都渋谷区恵比寿1-19-15	内閣府 経済社会総合研究所	「消費動向調 査」の対象者抽 出のため	東浅香山町3丁

令和6年2月27日	参政党 大阪第16支部	支部長 北田 望 大阪府堺市東区日置荘西町2丁21-7	—	政治活動にかか る郵便物の送付 先確認のため	第1投票区
令和6年3月26日	参政党 大阪第16支部	支部長 北田 望 大阪府堺市東区日置荘西町2丁21-7	—	政治活動にかか る郵便物の送付 先確認のため	第2投票区

堺市北区選挙管理委員会公表第2号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和6年5月24日

堺市北区選挙管理委員会
委員長 三好 浩文

記

申出者なし

美原区選挙管理委員会公表

堺市美原区選挙管理委員会公表第1号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年5月24日

堺市美原区選挙管理委員会
委員長 小池 秀樹

別紙

選挙人名簿抄本閲覧者一覧

閲覧年月日	閲覧申出者	代表者の氏名又は管理人の氏名 主たる事務所の所在地 (政党その他政治団体及び法人の 場合)	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の 範囲
令和5年9月20日	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	—	日本世論調査会・共 同通信社 世論調査 の対象者抽出のため	第9投票区
令和6年2月7日	宮出 千慧	—	—	選挙運動用ハガキの 送付対象者名簿作成 のため	美原区全域
令和6年2月14日	宮出 千慧	—	—	選挙運動用ハガキの 送付対象者名簿作成 のため	美原区全域
令和6年2月21日	宮出 千慧	—	—	選挙運動用ハガキの 送付対象者名簿作成 のため	美原区全域
令和6年2月28日	宮出 千慧	—	—	選挙運動用ハガキの 送付対象者名簿作成 のため	美原区全域
令和6年3月6日	宮出 千慧	—	—	選挙運動用ハガキの 送付対象者名簿作成 のため	美原区全域 (ただし、第5・13・ 16・18投票区は除く。)

~~~~~

堺市美原区選挙管理委員会公表第2号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間にあった閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、下記のとおり公表する。

令和6年5月24日

堺市美原区選挙管理委員会  
委員長 小池 秀樹

記

申出者なし